

ほつとなる広場公園 使用お申込みについて

«ご利用の流れ»

(1) 事前相談、空き状況の確認

- ・お電話にてお問い合わせください（七日町商店街振興組合 TEL.023-631-6368）
- ・使用内容、日時、電気・水道の使用の有無など概要をお伺いします。

(2) 申請書受付、申込み

- ・書類一式（※下記）をご準備の上、七日町商店街振興組合 事務所（山形市七日町 1 丁目 1-1）までご提出ください。
- ・必要書類
 - 公園使用許可申請書
 - 公園平面図（具体的な使用範囲、使用する機材の数量や大きさ等の配置を記載）
 - 企画書（開催するイベントの概要、実施内容が分かるもの、チラシ等でも可）
 - 承諾書

(3) 審査・返答

- ・審査のうえ、その結果等について、七日町商店街振興組合よりご連絡申し上げます。

(4) 使用料納付

- ・申請受理となった場合、山形市公園緑地課より、「使用料納付書」が郵送されます。納付期限までにお支払いをお願いいたします。

(5) 使用許可

- ・納付確認後、山形市から「使用許可証」が発行されますので、お受け取り下さい。

(6) 使用取り消し

- ・以下に該当する場合、利用をお断りすることがあります。予めご了承ください。
 - 虚偽の申請を行っていたとき
 - 暴力団・暴力団員・その他これに準ずる者等反社会的勢力に該当することが判明したとき
 - 納付期限までに使用料を納付しなかったとき
 - 七日町商店街が必要と認めたとき

《ご利用に係る留意事項》

(1) ほっとなる広場利用について

- ・受付は、6 か月先まで承ります。
- ・先着順にて空き状況を確認したのち、使用日の 2 週間前までに書類一式を事務局にご提出ください。
- ・広場利用時間は、七日町商店街が特に認めた場合を除き、9 時から 20 時までとする。
なお、利用時間には準備、片づけの時間も含まれています。
- ・電源、水道をご利用になりたい方は、事前相談の際お伝え下さい。
- ・車両の乗入については要相談となります。
- ・BGM など音が出る場合は、近隣店舗への影響を鑑み、音量について要相談となります。
- ・広場内の直火はご遠慮ください。
- ・使用後は速やかに原状回復を行ってください。
- ・指示された許可条件に従って下さい。
- ・ゴミなどは各自で処分をお願いいたします。

(2) 使用料

区分	1 日あたり ㎡単価	例
出店者に直接売上が入る場合	35 円	・出店の主体が個人、企業等の場合 ・フリーマーケット
売上がイベント運営経費や事業経費にあてられる場合	13 円	・商店街活性化イベント ・チャリティバザー
国・地方公共団体の主催事業、町内会行事、その他特に認めるもの	免除	・町内会行事 ・環境対策グッズ等の普及、地産地消の PR を主目的とする公的イベント ・児童、生徒の販売体験（教育の一環）

(3) ほっとなる広場概要

所在：山形県山形市七日町 2 丁目 1 - 8

面積：498 ㎡

電源：3,000W(30A)、2 口